

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要について

令和6年5月7日
国立研究開発法人情報通信研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成28年における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから環境配慮契約の締結に努めた。

2. 令和5年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④建築物の設計に関する契約、⑤建築物の維持管理に関する契約、⑥建築物の改修に係る契約、⑦産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①及び⑥について環境配慮契約を締結した。

なお、②、③、④、⑤及び⑦については環境配慮契約締結の実績はなかった。

① 電気の供給を受ける契約

4件（21,008,000 kWh）の高圧電力等の供給を受ける契約について、環境配慮契約を締結した。

⑥ 建築物の改修に係る契約

1件の建築物の改修に係る契約（その他の省エネ改修事業）を締結した。